

いよいよよスタート！ 介護職員基礎研修を活かす

「将来的に介護職員の任用資格は介護福祉士を基本とする」という厚生労働省の方針のもと、介護職員の養成・研修体系の抜本的改革が始まろうとしている。とりわけ介護事業者への影響が予測されるのが、ホームヘルパー養成研修に代わって導入される「介護職員基礎研修」だ。本特集はこの「基礎研修」について、識者にポイントを解説してもらうとともに、養成事業者および介護事業所に実施したアンケートとインタビュー結果から、導入に向けた動向とポイントを明らかにする。

介護職員基礎研修の概要

高齢化が急速に進む一方で、介護保険制度の定着に伴い、利用者の権利意識も高まるなど、介護職員は量的な面のみならず、質的な面でも向上が求められるようになってきている。そうしたなか、高齢者介護研究会（座長・堀田力氏）は報告書「2015年の高齢者介護」のなかで、「高齢者の尊厳を支えるケアを確立するために、介護職員の資質向上が不可欠」と指摘した。

また、2004年7月30日の社会保険審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「介護職員の任用資格は将来的に介護福祉士を基本とすべき」との考えが示された。

これらを背景に厚労省は04年7月、全国社会福祉協議会を実施主体に、「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会（委員長・堀田力氏）」を設置した。同研究会は、現任の介護福祉士を対象とした研修とともに、施設・在宅を問わずこれから介護職員になる人および介護福祉士資格をもたない現任者のための基礎的な研修として「介護職員基礎研修」を、「キャリア開発支援システム」の一環として提言。今年3月の最終報告では、「介護職員基礎研修」のガイドラインを示した。

一方、今年1月より厚労省社会・援護局長の下に「介護福祉士のあり方およびその養成プロセスの見直し等に関する検討会（座長・京極高宣氏）」が設置され、8回にわたり検討会を重ね

た。7月5日には「これからの介護をささえる人材について」と題する報告書をまとめ、そのなかで示された介護福祉士資格取得見直し案でも、介護職員基礎研修がそのルートのひとつとして位置づけられている。

厚労省は今年3月に介護職員基礎研修に関する告示を発売、6月20日には、老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則」を示した。これを受けて各都道府県では、講師要件等を示した研修事業の指定基準要綱をまとめつつある。早ければ年明けにも「基礎研修」を開講する養成事業者もある一方で、いまい制度上の位置づけがはつきりしないために現場では混乱の声も聞かれる。果たして、国はこの「基礎研修」に対し、どこまで本気なのか。

厚労省老健局振興課長補佐の岡河義孝氏は「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」で示された枠組み（図）を踏まえて国として進めていくというのを、都道府県とともに周知徹底していく」と語る。今後「介護職員基礎研修」に一本化していく方向性は間違いないようだ。

「質の確保と量の確保は両方とも大切なことですが、今は質の高い介護に携わる人材を確保するためのシステムづくりと普及・定着が最優先課題。介護職員基礎研修修了者により良いサービスを提供してもらうことにより、介護職員に対する評価を高めることにつながることを期待したい」（岡河氏）

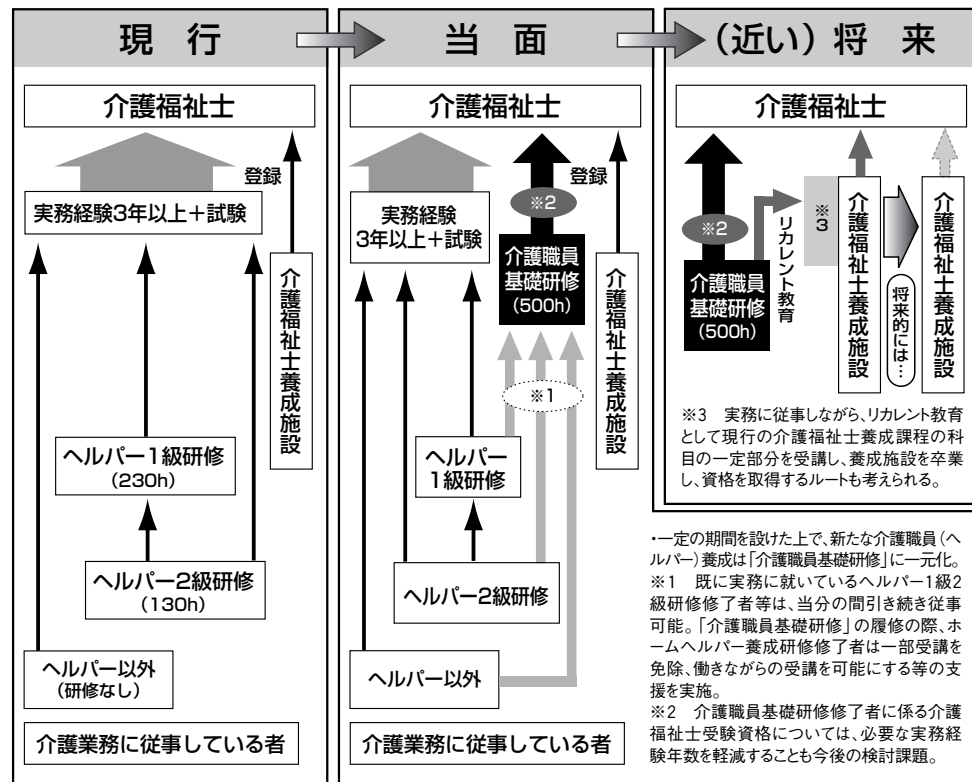
ただ、養成人数の目標や基礎研修を普及させる手段については「各都道府県の準備が整い、養成事業者の実施状況を踏まえつつ検討を続ける」と具体的な施策については未定だという。

既存の1級・2級ヘルパーや介護福祉士、基礎研修修了者を、サービスの基準や介護報酬上の任用要件としてどのように位置づけるか、既存のヘルパ

ー研修と基礎研修との並存をいつまで続けるかについても「今後の検討課題」との説明にとどまっている。

いずれにせよ、まずは基礎研修を定着させていきたい、というのが厚労省の意向だ。介護人材の育成・研修をめぐって、介護業界の将来を左右するといつても過言ではない大改革が今、始まろうとしている。

図 介護福祉士取得に向けての現任者支援・養成（イメージ図）



介護職員基礎研修のポイント

高齢者の尊厳に重点を置いた
介護福祉士へとつながる研修

介護職員基礎研修は、これまでのホームヘルパー（訪問介護員）養成研修とどこが違うのか。「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」委員であり、同研究会内の介護職員基礎研修カリキュラム検討会座長である日本社会事業大学教授・中島健一氏に、そのポイントを伺った。



日本社会事業大学教授
中島健一氏

在宅・施設を問わず
すべての介護職が対象

介護福祉士という国家資格があるにもかかわらず、介護サービスの現場ではホームヘルパーや無資格の人でも従事できるのが実情です。したがって雇用する事業者が、人件費を抑えるために職員の非常勤化を進める場合、必ずしも介護福祉士である必要はなく、ヘルパー2級で構わないわけです。そのため、ヘルパー2級が実質、介護職員の基礎資格という状況になってしまっています。

また、ホームヘルパー養成研修はその名の通り、あくまで在宅介護のための研修であつて、施設勤務の職員は対象として想定されていません。しかし現実には、ヘルパー2級が施設職員の基礎資格になってしまっている側面があります。そうした背景から、在宅・施設を問

わずすべての介護職員を対象とした、介護福祉士につながる研修課程として、介護職員基礎研修の導入に至ったわけです。

介護職の主たる専門性
「生活支援」を身につける

1988年に介護福祉士法が創設され、そこで初めて日本における介護の定義ができました。介護福祉士が排泄・食事・入浴といった身体ケアの専門家として、国家資格に位置づけられたことはとても大きな意味があります。

しかし、それから20年近くが経ち、状況がだいぶ変化してきました。高齢者介護研究会（座長・堀田力氏）の報告書「2015年の高齢者介護」でも指摘されていますが、これからは「高齢者の尊厳」という理念をしっかりと理解し、それを具体化するための教育を行つて、介護の質を高めていく必要が

あります。

介護職員の主たる専門性は本来「生活支援」にあり、3大介護の技術などは、それに準じる専門性であると言えます。「生活支援」とは、利用者の生活全体をとらえてアセスメントし、本人の希望を汲み取りながら、その人らしい生活を構築していく支援をすることです。

介護職員基礎研修のカリキュラムは、これまでの教育に欠けていた「高齢者の尊厳」と「生活支援」に重点を置いた内容になっています。

各科目は、何を教えるべきかが明確にわかるように、個別具体的な科目名として示しました。たとえば、「生活支援と家事援助技術」や「生活支援のためのアセスメントと計画」など、「生活支援」の視点を強調しています。また、「介護におけるコミュニケーションと介護技術」では、あえて教育が不足しがちなコミュニケーションを重視してい

ます。

「認知症ケア」に関しては、これまで「障害の理解」の一部として位置づけられていましたが、「認知症の理解」という独立したひとつの科目として30時間を充てています。

さらに、介護技術だけでなく、地域全体・社会全体を見る、ソーシャルワーカーの視点を養うというコンセプトから「介護における社会福祉援助技術」の科目を設けています。

講義実施要綱では養成事業者や講師によつて研修内容に大きなバラつきが生じないよう、各科目の「行動目標」と「修了時の評価ポイント」、および内容例として「指導の視点」「内容」考えられる展開例」を具体的かつ詳細に示し、研修で教えるべきことを明確にしました。「生活支援」のために必要となる、「チームケア」「ターミナルケア」「ICF」「虐待の防止」といった概念も、しっかりと盛り込んでいます。

介護職員基礎研修を
学びの機会にしてほしい

総研修時間数は500時間と、従来のホームヘルパー2級、1級のカリキュラムに比べても大幅に増えています（表1）。

すでにホームヘルパー養成研修を修了している者は講義・演習を一部免除、実務経験1年以上の者は実習を免除とみなし、通信学習も取り入れるなど、現任者への一定の配慮がされています（表2）。

これから介護職をめざす人のなかには、「先にホームヘルパー養成研修を受講して、基礎研修で受講時間や実

習の免除を受けよう」と考える人もいるかと思いますが。しかし、従来のホームヘルパー養成研修と新しいケアの視点を盛り込んだ介護職員基礎研修とでは、カリキュラム内容が大きく異なります。また、実習は訪問介護、施設・居住型、通所・小規模多機能型など多様な介護現場を体験できるように拡充しています。実務経験だけでは得られない、幅広い視野や知識が得られるはずです。

これから介護現場に従事する人だけでなく、すでに現場で活躍している介護職の人も、介護職員基礎研修をぜひ積極的に受講し、学びの場として活用してほしいと思います。

COLUMN

人材の育成・定着の気運を
業界全体で高める機会に



「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」の設置主体である全国社会福祉協議会の中央福祉人材センター副部長代理・諏訪徹氏に、福祉人材養成における介護職員基礎研修導入の意義と、社協としての今後の取り組みの方向性について聞いた。

これまでの介護業界は従事者を大量に確保するものの、離職率の高さに追われて補充に終始する状態で、人材の質についてはあまり問われていませんでした。しかし、介護人材需要の拡大と労働力人口の減少という基調のなかでは、このような人材養成のあり方では必ず立ち行かなくなります。「介護職員基礎研修」はヘルパー養成研修に比べると、かなり対象者が絞られてくることが予測されますが、一方では介護現場に従事する意欲の高い人が中心となるでしょう。そうした貴重な人材を大切に育て、長く働いてもらうような気運を介護業界をあげてつくっていかなくてはならない段階が来ています。

ここ2年、労働市場全体の変化のなかで人材不足という状況が顕著になってきています。基礎研修導入のタイミングとしては非常に難しい時期に重なったという印象です。介護福祉士へのキャリアアップの道としては機能していくと思いますが、新規就業者確保の入り口として500時間コースが実際どのように機能していくかはまだわかりません。

社協としてはもちろん、基礎研修を積極的に進めていく方針です。500時間コースはすぐに実施できるところが限られるので、まずは現任者のレベルアップを中心に取り組むことになるでしょう。

表1 ホームヘルパー養成研修時間数

1級	合計 230時間	講義	84時間
		演習	62時間
		実習	84時間
2級	合計 130時間	講義	58時間
		演習	42時間
		実習	30時間

表2 介護職員基礎研修カリキュラム・研修時間数

			標準			実務1年以上			実務1年未満		
科目名			時間	(うち通信)		2級	1級	その他	2級	1級	その他
講義・演習	(1)	生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30	(15)	○★1	○★1	○		○★1	○★1	○
	(2)	老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	30	(15)				○			○
	(3)	老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解	30	(15)				○			○
	(4)	認知症の理解	30	(15)	○			○	○		○
	(5)	介護におけるコミュニケーションと介護技術	90	(30)	○(30)★2			○(30) ★2	○		○
	(6)	生活支援と家事援助技術	30	(15)				○			○
	(7)	医療及び看護を提供する者との連携	30	(15)	○	○	○		○	○	○
	(8)	介護における社会福祉援助技術	30	(15)	○★1	○★1	○		○★1	○★1	○
	(9)	生活支援のためのアセスメントと計画	30	(15)	○		○		○		○
	(10)	介護職員の倫理と職務	30	(15)							○
実習	(1)	事前演習	8								
	(2)	①施設・居住型実習（10日間程度）	80								
		②通所・小規模多機能型実習	40						○	○	○
		③訪問介護実習	(5日間程度)								
		④地域の社会資源実習	4								
(3) 事後演習			8								
(講義・演習時間合計)			360	(165)	150	60	300	210	60	360	
(実習時間合計)			140		0	0	0	140	140	140	
合 計			500	(165)	150	60	300	350	200	500	

○…受講が必要な科目 ★1…「生活支援の理念と介護における尊厳の理解」と「介護における社会福祉援助技術」は合わせて30時間(各15時間程度を目安)行うこととする

★2…介護福祉士試験受験のための「介護技術講習会」修了の場合は免除